

受付 第124号 14.4.23 川口小学		関係 印	
校長			



事務連絡
平成14年4月19日

各市町村・学校組合教育委員会 様

高知県教育委員会事務局
学校教育課 総務班

「へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱」の一部改正について（通知）

うえのことについて、別添のとおり交付要綱が一部改正されましたので送付します。

各都道府県教育委員会 殿

文部科学省初等中等教育局長
矢野 重典

文部科学省スポーツ・青少年局長
遠藤 純一郎

「へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱」の一部改正について（通知）

このことについて、別添のとおり「へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱（昭和53年6月19日文部大臣裁定）」の一部が改正されましたので通知します。

ついては、下記改正内容に留意の上、事務処理上遺漏なきように願います。

また、城内の各市町村に対しても、このことについて周知を図られるようお願いします。

記

1. 平成13年8月30日付市町村合併支援本部決定の「市町村合併支援プラン」が策定されたことに伴い、次の改正を行ったこと。
 - ① 市町村の合併（平成17年3月31日までに行われた市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第1項に規定する市町村の合併をいう。以下同じ。）に起因する学校統合における遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和を図るためのスクールバス・ボート購入費を新たに補助対象に加える。
 - ② 市町村の合併に起因するへき地学校の指定の見直しにより、高度へき地学校でなくなった学校は、へき地学校の指定の見直しを行った年度については、高度へき地修学旅行費の補助対象とする。
2. 補助事業の見直しに伴い、高度へき地修学旅行費の補助対象経費から「記念写真代」、「医薬品代」及び「しおり代」を除いたこと。
3. 保管管理費の様式を見直したこと。

へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱

昭和53年6月19日
文部大臣裁定

昭和54年6月28日
一部改正

昭和55年7月10日
一部改正

昭和57年5月27日
一部改正

昭和60年8月31日
一部改正

昭和61年8月5日
一部改正

平成2年8月31日
一部改正

平成3年7月9日
一部改正

平成5年9月24日
一部改正

平成11年1月8日
一部改正

平成11年4月1日
一部改正

平成12年4月3日
一部改正

平成13年1月6日
一部改正

平成14年4月1日
一部改正

(通 則)

第 1 条 へき地児童生徒援助費等補助金（スクールバス・ボート等購入費，寄宿舍居住費，高度へき地修学旅行費，遠距離通学費及び保健管理費）の交付については，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。），同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）の規定によるもののほか，この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

- 第 2 条 この補助金は、都道府県が負担するスクールバス・ボート等購入費、寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費及び保健管理費並びに市町村が負担するスクールバス・ボート等購入費、寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費、遠距離通学費及び保健管理費について、国がその一部を補助することとし、もってへき地等における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(交付の対象及び補助率等)

- 第 3 条 文部科学大臣は、都道府県又は市町村が行う別表の補助事業の項に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として文部科学大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 補助対象経費並びに補助限度額及び補助率は、別表の補助対象経費の項並びに補助限度額及び補助率の項のとおりとする。

(申請手続)

- 第 4 条 この補助金の交付を受けようとする都道府県又は市町村は、補助金交付申請書（第 1 号様式）に事業計画書（第 2 号様式）及び収支予算書（第 3 号様式）を添えて、文部科学大臣に提出（市町村にあっては、都道府県教育委員会を経由して提出しなければならない）。
- 2 都道府県教育委員会は、市町村から交付申請書の提出があったときは交付申請一覧表を添えて、交付申請書を文部科学大臣に進達するものとする。

(交付決定の通知)

- 第 5 条 文部科学大臣は都道府県から前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第 4 号様式の 1）を都道府県に送付するものとする。
- 2 文部科学大臣は、市町村から前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、交付決定を行い、都道府県教育委員会に交付決定額一覧表を送付するものとする。
- 3 都道府県教育委員会は、前項による交付決定額一覧表の送付を受けたときは、速やかに当該市町村に対し補助金交付決定通知書（第 4 号様式の 2）を送付するものとする。

(申請の取下げ)

- 第 6 条 都道府県又は市町村は、交付の決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 10 日以内にその旨を記載した書面を文部科学大臣に提出（市町村にあっては、都道府県教育委員会を経由して提出）しなければならない。

(補助事業の遂行)

第 7 条 補助金の交付決定を受けた都道府県及び市町村（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を遂行するため契約を締結し、又は児童・生徒のために経費の負担を行う場合は、適正かつ最小の費用で最大の効果をあげようよう経費の効率的使用に努めるものとする。

(計画変更の承認)

第 8 条 補助事業者は、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ計画変更承認申請書（第 5 号様式）を文部科学大臣に提出（補助事業者が市町村であるときは、都道府県教育委員会を経由して提出）し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、文部科学大臣が別に定める軽微な変更をしようとするときを除く。

2 文部科学大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第 9 条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その旨を記載した承認申請書を文部科学大臣に提出（補助事業者が市町村であるときは、都道府県教育委員会を経由して提出）し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を記載した遅延報告書を文部科学大臣に提出（補助事業者が市町村であるときは、都道府県教育委員会を経由して提出）し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について文部科学大臣又は都道府県教育委員会の要求があったときは、速やかに状況報告書（第 6 号様式）を文部科学大臣又は都道府県教育委員会に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書（第 7 号様式）を文部科学大臣又は都道府県教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第 13 条 文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、前条の報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 都道府県教育委員会は、補助金の額の確定を行ったときは、当該額の確定に関する報告書（第 8 号様式）を文部科学大臣に提出しなければならない。
 - 3 文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合しないと認められる場合で、その是正措置が可能であると認められるときは、当該補助事業者に補助事業の是正措置を命ずるものとする。
 - 4 都道府県教育委員会は、前項の規定により、補助事業の是正措置を命じた場合には、その内容を文部科学大臣に報告するものとする。
 - 5 文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その越える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

- 第 14 条 文部科学大臣は、第 9 条の補助事業の中止又は廃止の申請が合った場合及び次に掲げる場合には、第 5 条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が適正化法、施行令、その他の法令、本要綱又はこれらに基づく文部科学大臣又は都道府県教育委員会の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 文部科学大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

- 第 15 条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を守って管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、又は一部を国に納付させることがある。

(財産処分の制限)

- 第 16 条 施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定により、文部科学大臣が定める財産は、取得財産等のうち取得価格が 1 個又は 1 組 50 万円以上の財産及び効用の増加価格が 50 万円以上の財産とする。
- 2 施行令第 14 条第 1 項第 2 号に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、文部科学大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならない。
- ただし、老朽損耗の程度が著しく、その更新が国庫補助の対象となったスクールバス・ボートで、第 2 号様式の 1 の 1 の 1 中 10 の項により文部科学大臣に届出があったものについて廃棄（下取りを含む）処分をしようとするときは、適正化法第 22 条に規定する文部科学大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。
- 4 前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

- 第 17 条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(補助金調書)

- 第 18 条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書（第 9 号様式）を作成しておかなければならない。

別 表

補 助 事 業	補 助 対 象 経 費	補 助 限 度 額 及 び 補 助 率
1 スクールバス・ボート等購入費 (1) スクールバス・ボート購入費 ア 小・中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）用スクールバス・ボート購入費 都道府県（中高一貫教育を行う都道府県立の中学校及び中等教育学校の前期課程に限る。以下同じ。ただし、1の(1)のイを除く。）及び市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。ただし、4の(2)の場合においては含まないものとする。）がへき地学校（へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2に規定するへき地学校をいう。以下同じ。）及び市町村の合併（平成17年3月31日までに行われた市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第1項に規定する市町村の合併をいう。以下同じ。）に起因する学校統合における遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和並びに人口の過疎現象に起因する児童・生徒の減少に対処するための学校統合及び過疎地域等（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）による過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）による山村、離島振興法（昭和28年法律第72号）による離島とする。）におけるバス路線、ボートの運行（航）の廃止（バス・ボートの運行（航）の休止、通学時間帯における運行（航）回数の減少及び運行（航）の休廃止を含む。）による遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和を図るために運行（航）するスクールバス・ボートを購入する事業。 イ 夜間定時制高等学校用スクールバス購入費 都道府県及び市町村が、特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する特別豪雪地帯をいう。以下同じ。）又はそれに隣接する地域に所在する夜間定時制高等学校（後期課程が夜間定時制である中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒の通学条件の緩和を図るために運行するスクールバスを購入する事業。 (2) 寄宿舎の設備の購入費 都道府県及び市町村がへき地学校等に設置する通年制の寄宿舎（校舎の一部転用、教員住宅の利用、都道府県知事及び市町村長と住民との契約により民家を寄宿舎に充てるもの、その他都道府県及び市町村の建物で事実上寄宿舎に充てていると認められるものを含む。以下同じ。）の設備を購入する事業。	スクールバス・ボートの購入費 寄宿舎の設備の購入費	別に通知する額を限度として購入費の1/2の額 別に通知する額を限度として購入費の1/2の額

2 寄宿舎居住費 公立小・中学校を設置する都道府県及び市町村が、これに入舎するへき地学校等の児童・生徒の保護者が負担することとなる次に掲げる寄宿舎居住費の徴収を免除する事業。 (1) 食費 休業日（夏季、冬季、学年末等の休業日をいう。以下同じ。）を除く期間（休業日のうち病気その他特別の事情があると認めるものに対して食事を支給する期間は、休業日として取扱わない。）に、児童・生徒に対して寄宿舎において通常支給する食事（間食を含む。）に要する経費（人件費を除く。）。) (2) 日用品費 児童・生徒が寄宿舎の居住に伴い通常必要とする生活必需品の購入に要する経費並びに入浴、衛生、暖房及び文化教養に要する経費。 (3) 寝具費 新たに寄宿舎に入舎することとなる者及び入舎後3年度経過した者のうち、要保護及び準要保護児童・生徒のための寝具に要する経費。	都道府県及び市町村が徴収を免除した食費・日用品費及び寝具費	別に通知するところにより算出した食費及び日用品費並びに寝具費の合計額を限度として、都道府県及び市町村が徴収を免除した寄宿舎居住費の1/2の額 (1) 食費及び日用品費 別に通知する児童・生徒1人当たり日額に、食費及び日用品費の徴収免除に係る児童・生徒の合計数を乗じて得た額に開設日数を乗じて得た額の1/2の額 (2) 寝具費 別に通知する額に、新たに寄宿舎に入舎する者及び入舎後3年度経過した者のうち要保護及び準要保護児童・生徒で寝具費の徴収免除に係る児童・生徒の合計数を乗じて得た額の1/2の額
3 高度へき地修学旅行費 高度へき地学校（へき地教育振興法第5条の2第1項の規定に基づき、都道府県の条例で指定した3級、4級及び5級のへき地学校をいう。以下同じ。）を設置する都道府県及び市町村が、当該学校等の児童・生徒に係る修学旅行（児童・生徒が小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行をいう。）に要する経費のうち交通費、宿泊費、見学料、旅行傷害保険料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費を負担する事業。 なお、市町村の合併に起因するへき地学校の指定の見直しにより、高度へき地学校でなくなった学校は、へき地学校の指定の見直しを行った年度については、高度へき地学校とみなす。	都道府県及び市町村が負担した修学旅行費	別に通知する額を限度として当該年度の前々年度以前の過去3か年度の財政力指数の平均が0.40未満の都道府県及び市町村にあっては修学旅行費の2/3の額、0.40以上の都道府県及び市町村にあっては修学旅行費の1/2の額

4 遠距離通学費

次の各号の全てに該当する市町村が、学校統合の行われた年度又はその翌年度から引き続き通学費を負担することとした当該統合に係る小学校又は中学校の遠距離通学児童・生徒（通学距離が4 Km以上の児童及び6 Km以上の生徒のうち要保護及び準要保護児童・生徒を除く児童・生徒をいう。ただし、積雪等のある間の豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に規定する豪雪地帯をいう。以下同じ。）に係る通学費の通学距離については、児童にあつては2 Km以上、生徒にあつては3 Km以上とし、船舶を利用する児童・生徒及び特殊学級の児童・生徒にあつては通学距離は問わない。）の通学に要する交通費（児童・生徒が通学のため利用する交通機関の旅客運賃及び児童・生徒の通学の用に供するためバス会社等とのスクールバス・ボートの運行（航）委託契約に基づく委託料をいい、補助対象となった学校ごとに国庫補助を開始した年度から5年間を経過したものを除く。）を負担する事業。

- (1) 主として人口の過疎現象に起因する児童・生徒の減少に対処するための学校統合に伴う遠距離通学児童・生徒に対して通学費を負担する市町村
- (2) 前年度において、地方交付税法（昭和25年法律第211号）に基づく普通交付税の交付を受けた市町村
- (3) 当該負担する通学費が当該年度において30万円以上の市町村（文部科学大臣が特別の事情があると認める市町村については、この限りでない。）

市町村が負担した交通費

別に通知する額を限度として、交通費の1/2の額

5 保健管理費

(1) 医師等派遣事業

都道府県又は市町村が、医療機関（薬剤師を派遣する事業にあつては「薬剤師の住所」とする。以下同じ。）までの距離が約4 km（当該学校から医療機関までの距離のうち交通機関のない部分（海上による交通を常態とする場合を含む。）の距離についてはその距離に1を、交通機関のある部分の距離についてはその距離に0.5をそれぞれ乗じて計算した距離の合計）以上あるへき地学校において、学校保健法（昭和33年法律第56号）第6条第1項及び第11条の規定に基づき、健康診断及び健康相談を行う場合又は同法第3条の規定に基づき学校環境衛生の検査を行う場合における医師及び歯科医師又は薬剤師を派遣する事業（当該事業のための経費が20万円以上の事業）。

医師、歯科医師及び薬剤師の派遣に必要な謝金及び旅費

別に通知する額を限度として、派遣費の1/2の額

(2) 心臓検診事業

都道府県又は市町村が、へき地教育振興法第5条の2第1項の規定に基づき、同規則第3条第1項及び第2項の規定により定められた学校（へき地学校等）の小学校第1学年（又は第4学年）並びに中学校第1学年の児童生徒を対象として行う心電図検診事業。

専門医、技術者等の派遣に必要な経費、児童生徒の移動に必要な経費（交通費）、心電図検査料、心電計搬入に必要な経費

都道府県又は市町村ごとの実施児童生徒数に毎年度文部科学大臣が定める額を乗じて得た額の1/3の額を限度として補助対象経費の1/3以内の定額

第 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

市町村長（都道府県知事） （記名押印又は署名）

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金
交付申請書

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金を下記のとおり交付されるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条及び同法施行令第3条の規定に基づき関係資料を添えて申請します。

記

交付申請額 金 _____ 円

内 訳

補 助 対 象 経 費 の 区 分		金 額
スクールバス・ ボート等購入費	スクールバス・ボート購入費	
	寄 宿 舎 設 備 購 入 費	
寄 宿 舎 居 住 費		
高 度 へ き 地 修 学 旅 行 費		
遠 距 離 通 学 費		
保 健 管 理 費	医 師 等 派 遣 事 業	
	心 臓 検 診 事 業	
計		

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金（スクールバス・
ボート購入費（小・中学校用））に係る事業計画書

都道府県（市町村）教育委員会

1. スクールバス・ボートを必要とする理由

2. 利用学校名、利用者等

(1) へき地学校における遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和を図るためのスクールバス・ボート

利用学校名	へき地手当 の級別等	在籍児童 生徒数 (A)	利用者数 (B)	利 用 率 $\frac{(B)}{(A)}$	備 考
		人	人	%	
計					

(注) 1. 「利用学校名」とは、児童・生徒がスクールバス・ボートで通学することとなる学校をいう。
(2), (3)及び(4)について同じ。

2. 「備考欄」には、当該へき地学校が学校統合を伴う場合は、統合年月日及び廃止（予定を含む。）
された学校名を記入すること。

(2) 市町村の合併に起因する学校統合における遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和を図るためのスクー
ルバス・ボート

①市町村合併及び学校統合の状況

合 併 市 町 村 名		合 併 関 係 市 町 村 名	合併年月日	備 考
統合後の学校名	統合した学校名	左の統合した学校の所在地	統合年月日	備 考

(注) 1. 「合併市町村」及び「合併関係市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法
律第6号）第2条の規定による。

2. 「左の統合した学校の所在地」欄には、統合した学校が所在していた合併関係市町村名を記入す
ること。

②利用学校の状況

利用学校名	在籍児童 生徒数 (A)	利用者数 (B)	利 用 率 $\frac{(B)}{(A)}$	備 考
	人	人	%	
計				

(3) 人口の過疎現象に起因する児童・生徒の減少に対処するための学校統合による遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和を図るためのスクールバス・ボート

利用学校名	在籍児童 生徒数 (A)	利用者数 (B)	利 用 率 $\frac{(B)}{(A)}$	学校統合 年 月 日	備 考
	人	人	%		
計					

(注) 「備考欄」には、学校統合に伴い廃止された学校名を記入すること。

(4) 過疎地域等におけるバス路線、ボートの運行（航）の廃止による遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和を図るためのスクールバス・ボート

利用学校名	在籍児童 生徒数 (A)	利用者数 (B)	利 用 率 $\frac{(B)}{(A)}$	過疎地域 等	備 考
	人	人	%		
計					

(注) 「過疎地域等欄」には、スクールバス・ボートの利用校の所在地域(「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく過疎地域,「山村振興法」に基づく山村,「離島振興法」に基づく離島)を記入すること。

3. 運行計画

別紙のとおり

(別紙は、国土交通省国土地理院発行の地形図又は総務省調整の地図(縮尺5万分の1以上のもの)に次の事項を記入すること。)

- (1) 利用学校、統合により廃止された学校、上級学年の児童が通学することとなる場合の当該分校及びへき地小学校の学区内に居住する中学校の生徒が利用する場合の当該へき地小学校の位置及び名称
- (2) 利用する児童生徒の集合地及び集合人員(児童・生徒別)
- (3) 集落の中心地から集合地までの距離
- (4) 運行(航)経路(朱線で示すこと。)及び運行(航)距離(片道(内訳として利用学校に至近の集合地及び集合地間の距離を記入すること。))
- (5) スクールバス・ボートの運行(航)回数
往(登校) 回, 復(下校) 回
- (6) 運行経路における私营又は公営のバス路線の有無及びバス路線がある場合のバス路線の運行経路(バス路線がある場合は、それを利用しない理由(通学時間帯における運行の休・廃止, 運行回数の減少等)及びバスの時刻表)
(注) 運行回数の減少の場合は、減少前と減少後のバスの運行状況がわかるようにすること。
- (7) 現在の児童生徒の通学方法
(新たに学校統合を行い、統合に伴う遠距離通学児童生徒のスクールバスを運行しようとする場合は記入する必要はない。)
- (8) その他の必要な事項
(購入予定のスクールバス・ボートのカタログ等を添付すること。)

4. 購入予定等

購入予定価格(改造する場合は改造費を含む。)	円
国庫補助申請額(国庫補助限度額(別に通知する額)と購入予定価格× 1/2のうちいずれか少ない額)	円
新車(造船), 中古車(船(改造))の別	
製 作 会 社 名	
年 式 及 び 型 式	
木造船・鉄鋼船の別(ボートのみ)	
総 ト ン 数 (ボートのみ)	トン
児 童 生 徒 乗 車 (船) 定 員	人
購 入 予 定 年 月 日	平成 年 月 日
運 行 (航) 開 始 予 定 年 月 日	平成 年 月 日

5. 運転手の専任、非専任の別

(非専任の場合は、その勤務形態を具体的に記入すること。)

6. 購入後の維持運営方法

(1) 人件費の支弁方法

(2) 燃料費及び修繕費等の支弁方法

7. 運行道路の状況

(はば、勾配、その他)

8. 学校統合及び市町村の合併については、次の書類を添付すること。

(1) 学校統合が済んでいる場合には、関係条例又は規制

(2) 学校統合が済んでいない場合には、学校統合予定期日及び市町村長の確約書

(3) 市町村の合併が済んでいない場合には、合併市町村の市町村建設計画等の市町村合併を証明できる書類の写し(合併関係市町村長の証明したもの。)

9. 人口及び児童生徒の減少率等

(人口の過疎現象に起因する児童生徒の減少に対処するための学校統合により廃止(予定を含む。以下同じ。)された学校の児童生徒が、スクールバス・ボートを利用する場合で、当該廃止校がへき地学校に指定されていない場合にのみ記入すること。)

(1) 人口・児童生徒数及び学級数の減少状況

廃止校名	区分	補助を受ける年度の 11年前の年度 (A)	補助を受ける年度の 6年前の年度 (B)	補助を受ける年度の 前年度 (C)	減少率 $\frac{(C)}{(A)}$
	市町村の人口	人	人	人	%
	廃止校の学区内人口				
	廃止校の児童生徒数				
	廃止校の学級数	学級	学級	学級	

(注) スクールバス・ボートを利用することとなる廃止校が2校以上ある場合は1校ごとに記入のこと。

(2) 市町村間のへき地学校数等

区分	全学校数 (A)	左のうちへき 地学校数 (B)	$\frac{(B)}{(A)}$	備考
小学校	校	校	%	
中学校				
計				

(注) 1. 学校数は、当該年度の5月1日現在で記入すること。この場合、名目統合の学校がある場合は統合前の学校数によること。

2. 備考欄には、スクールバス・ボート利用校の所在地域が「離島振興法」に基づく離島「山村振興法」に基づく山村、「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく過疎地域に該当する場合は、それぞれの旨を記入すること。

10. 購入予定のバス・ボートが過去に国庫補助を受けたバス・ボートの更新及び財産処分制限期間内の更新の場合は、その国庫補助を受けた年度等

利 用 学 校 名		
ス ク ー ル バ ス ・ ボ ー ト の 区 分 型 式 等		
補 助 年 度		年度
台 数 (隻 数)		台(隻)
購 入 年 月 日		年 月 日
購 入 額		円
補 助 額		円
住 民 利 用 の 有 無 許 可 年 月 日 文 書 番 号		(有 ・ 無) 年 月 日 号
備 考		○更新を必要とする理由 ○住民利用の概要
財産処分制限 期間内の更新に 係る処分内容	処 分 の 内 容	
	処分予定年月日	

(注) 1. 過去に国庫補助を受けたバス・ボートの写真を添付（特に機械の消耗等による使用不能の場合は、破損箇所等）。

2. 「財産処分制限期間内の更新に係る処分内容」欄は、処分制限期間内にその更新が国庫補助の対象となったものについてのみ、記入すること。

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金 (スクールバス・
ボート購入費 (夜間定時制高等学校用)) に係る事業計画書

都道府県 (市町村) 教育委員会

1. スクールバス・ボートを必要とする理由

2. 利用学校名, 利用者等

利用学校名	在籍生徒数 (A)	利用者数 (B)	利用率 $\frac{(B)}{(A)}$	備 考
	人	人	%	
計				

(注) 「利用学校名」とは, 生徒がスクールバスで通学することとなる学校をいう。

3. 運行計画

別紙のとおり

(別紙は, 国土交通省国土地理院発行の地形図又は総務省調整の地図 (縮尺5万分の1以上のもの)
に次の事項を記入すること。)

- (1) 利用学校の位置及び名称
- (2) 利用する生徒の集合地及び集合人員
- (3) 運行経路 (朱線で示すこと。) 及び運行距離 (片道 (内訳として利用学校に至近の集合地及び集合地間の距離を記入すること。))
- (4) スクールバス・ボートの運行 (航) 回数
往 (登校) 回, 復 (下校) 回
- (5) 運行経路における私营又は公営のバス路線の有無及びバス路線がある場合のバス路線の運行経路
(バス路線がある場合は, それを利用しない理由及びバスの時刻表)
- (6) 現在の児童生徒の通学方法
- (7) その他の必要な事項
(購入予定のスクールバスのカタログ等を添付すること。)

4. 購入予定等

購入予定価格（改造する場合は改造費を含む。）	円
国庫補助申請額（国庫補助限度額（別に通知する額）と購入予定価格× 1/2のうちいずれか少ない額）	円
新車・中古車（改造）の別	
製 作 会 社 名	
年 式 及 び 型 式	
生 徒 乗 車 定 員	人
購 入 予 定 年 月 日	平成 年 月 日
運 行 開 始 予 定 年 月 日	平成 年 月 日

5. 運転手の専任、非専任の別 （非専任の場合は、その勤務形態を具体的に記入すること。）

6. 購入後の維持運営方法

（1）人件費の支弁方法

（2）燃料費及び修繕費等の支弁方法

7. 運行道路の状況（はば、勾配、その他）

8. 購入予定のバス・ボートが過去に国庫補助を受けたバス・ボートの更新及び財産処分制限期間内の更新 の場合は、その国庫補助を受けた年度等

（第2号様式の1の1の1，平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金（スクールバス・ボート購入費
（小・中学校用）に係る事業計画書の10の項を準用する。）

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金

(寄宿舎設備購入費)に係る事業計画書

都道府県(市町村)教育委員会

通年制寄宿舎を有する学校名 (小・中学校併設の場合又は中・高等学校併設 の場合は併設の学校名)							
寄宿舎設置 年 月 日	平成 年 月 日	入 舎 児 童 生 徒 数	児童 生徒 (うち高等学校生徒	人 人 人	計	人	

品 目	保 有 数 量	補 助 対 象 購 入 予 定 品 目 及 び 所 要 額 内 訳				備 考
		規 格 等	数 量 (A)	単 価 (B)	金 額 ((A) × (B))	
図 書				円	円	
録 音 図 書						
書 架						
テープレコーダー						
ス テ レ オ						
レコード盤 (CD等)						
テ レ ビ 受 像 器						
ビ デ オ デ ッ キ						
鍵 盤 楽 器						
卓 球 台						
ミ シ ン						
計					(C)	
					<(C) × 1/2> (D) 円	
国庫補助申請額(国庫補助限度額(別に通知する額)と (D)のうちいずれか少ない額)						円

(注) 「保有数量」は、前年度の3月31日現在の数量を記入すること。

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金

(寄宿舎居住費)に係る事業計画書

都道府県(市町村)教育委員会

1. 寄宿舎居住費徴収免除額

(1) 食費・日用品費

寄宿舎設 備小・中 学 校 名	通 季 の 年 節 別	寄 宿 舎 開 設 期 間	寄 宿 舎 開 設 数 (a)	食 費 ・ 日 用 品 費 の 徴 収 を 免 除 す る 児 童 ・ 生 徒 数 (b)	左 の 徴 収 免 除 額	国 庫 補 助 限 度 額 (a) × (b) × 別 に 通 知 す る 額 1 / 2
		月 日 月 日	日	人	円	円
計 校				(A)	(B)	(C)
内 訳	小学校 校	通年 校		人	円	
		季節 校				
	中学校 校	通年 校				
		季節 校				

(2) 寝具費

(A)のうち要・準 要保護児童生徒数	左のうち寝具費に 係る児童生徒数 (D)	(D)に係る寝具費 徴収免除額 (E)	国庫補助限度額(別に通知す る額×(D)×1/2) (F)
人	人	人	円

2. 交付申請額の算出基礎

寄宿舎居住費徴収 免除額 (B+E) (G)	(G) × 1 / 2 (H)	国庫補助限度額 (C)+(F) (I)	(H), (I)のうちいずれか少ない額 (J)
円	円	円	円

国庫補助申請額 (別に通知する額 と(J)のうちいずれか少ない額)	円
--------------------------------------	---

(注) 1. 通年制の寄宿舎に年間を通じて入舎する児童生徒の外、冬季間等季節的に入舎する児童生徒がある場合は、それぞれ1舎として記入すること。また、同一寄宿舎に児童と生徒が入舎する場合は1舎として記入し、食費・日用品費の徴収を免除する児童生徒数(b)は、児童数を内書とすること。なお、この場合内訳欄の徴収免除額を記入するに当たって、徴収免除額が小学校、中学校に区分できないときは、児童生徒数により按分して記入すること。

2. 徴収免除額(B)及び(E)には、徴収免除及び現物給与に要する経費を記入すること。

第2号様式の3の1（用紙 日本工業規格A4横書）

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金（高度へき地修学旅行費）に係る事業計画書

都道府県（市町村）教育委員会

へき地学校（3級地以上）		修学旅行費負担児童生徒数 (A)	修学旅行費負担金 (B)	1人当たり 平均負担額 (B)/(A)
学 校 名	級 別			
小 学 校		人	円	円
計	校			
中 学 校				
計	校			
合計	校			
修学旅行負担額の合計額 ×補助率 (C)		円		

(注) 1. 「修学旅行費負担児童生徒数」は、当該年度に修学旅行を実施する学年に係る児童生徒数で、その修学旅行費を都道府県又は市町村が負担することとなるものの数を記入すること。

2. 「修学旅行費負担額」は、交付要綱に定める経費に係るものについて都道府県又は市町村が負担することとなる額を記入すること。

したがって、補助対象とならない経費（記念写真代、医薬品代、しおり代、修学旅行に伴うこずかい銭、身の回り品の購入費、引率者に係る経費その他補助対象経費として列挙された経費に含まれない経費）に係る負担額を含めることがないよう、留意すること。

3. 補助率については、当該年度の前々年度以前の過去3か年度の財政力指数の平均が0.40未満の都道府県又は市町村にあつては2/3、0.40以上の都道府県又は市町村にあつては1/2とする。

なお、(C)欄に補助率を記入すること。

4. 市町村の合併に起因するへき地学校の指定の見直しにより、高度へき地学校でなくなった学校の場合は、第2号様式3の2に記入すること。

国庫補助申請額

(別に通知する額と(C)のうちいずれか少ない額)

円

財政力指数

区 分	年度	年度	年度	合 計	財 政 力 指 数 ($\gamma/3$)
基準財政収入額 α	円	円	円		
基準財政需要額 β	円	円	円		
α/β				γ	

(注) 1. 当該年度の前々年度以前の過去3か年度について記入すること。

2. 基準財政収入額は地方交付税法第14条及び第21条の規定により算定した額とすること。

3. 基準財政需要額は地方交付税法第14条及び第21条の規定により算出した額とすること。

4. 各年度毎に小数点第3位を四捨五入して求めた数値を平均し、小数点第3位を四捨五入する。

第2号様式の3の2 (用紙 日本工業規格A4横書)

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金（高度へき地修学旅行費）に係る事業計画書

都道府県（市町村）教育委員会
(市町村の合併に起因するへき地学校の指定の見直しにより、高度へき地学校でなくなった学校は、この様式に記入すること。)

学 校 名		へき地学校 指定の見直 し後の級別	へき地学校 指定の見直 し前の級別	級別の 見直し 年月日	修学旅行費負 担児童生徒数 (A)	修学旅行費 負担金 (B)	1人当たり 平均負担額 (B)/(A)	合併市町村名	合併関係市町村名	合併年月日
小 学 校						円	円			
	計 校									
中 学 校								へき地学校の指定の見直しの内容（市町村合併に起因する事項を記入）		
	計 校									
合計 校								国庫補助申請額 (別に通知する額と(C)のうちいずれか少ない額) 円		
修学旅行負担額の合計額 ×補助率 (C)										

- (注) 1. 「修学旅行費負担児童生徒数」は、当該年度に修学旅行を実施する学年に係る児童生徒数で、その修学旅行費を都道府県又は市町村が負担することとなるものの数を記入すること。
 2. 「修学旅行費負担額」は、交付要綱に定める経費に係るものについて都道府県又は市町村が負担することとなる額を記入すること。
 したがって、補助対象とならない経費（記念写真代、医薬品代、しおり代、修学旅行に伴うこずかい銭、身の回り品の購入費、引率者に係る経費その他補助対象経費として列挙された経費に含まれない経費）に係る負担額を含めることがないよう、留意すること。
 3. 補助率について、当該年度の前々年度以前の過去3か年度の財政力指数の平均が0.40未満の都道府県又は市町村にあつては2/3、
 0.40以上都道府県又は市町村にあつては1/2とする。
 なお、(C)欄に補助率を記入すること。

財政力指数

区 分	年度	年度	年度	合 計	財 政 力 指 数 ($\gamma/3$)
基準財政収入額 α	円	円	円		
基準財政需要額 β	円	円	円		
α / β				γ	

- (注) 1. 当該年度の前々年度以前の過去3か年度について記入すること。
 2. 基準財政収入額は地方交付税法第14条及び第21条の規定により算定した額とすること。
 3. 基準財政需要額は地方交付税法第14条及び第21条の規定により算出した額とすること。
 4. 各年度毎に小数点第3位を四捨五入して求めた数値を平均し、小数点第3位を四捨五入する。

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金 (遠距離通学費)
に係る事業計画書

市町村教育委員会

1. 遠距離通学費の補助対象となる学校名

	学校名	実質統合 年 月 日	左の統合 関連校名	通学費負担 開始年度	補助金補助対 象開始年度	備 考
小学校						
中学校						

- (注) 1. 「実質統合年月日」には、学校統合が行われた学校について、実質統合が行われた年月日を記入すること。2回以上学校統合が行われている場合には、最後の学校統合に係る実質統合年月日を記入すること。
2. 「左の統合関連校名」欄には、学校統合の関連校名を記入すること。2回以上学校統合が行われている場合には、最後の学校統合に係る関連学校名を記入すること。
3. 「通学費負担開始年度」欄には、当該学校について通学費負担を開始した年度を記入すること。学校統合が行われている場合には、学校統合(2回以上学校統合が行われている場合には、最後の学校統合)に係る通学費負担開始年度を記入すること。
4. 「補助金補助対象開始年度」欄には、遠距離通学費の補助対象となった年月日を記入すること。

2. 通学費負担額 (上記学校分)

	学 校 名	在 籍 児 童 生 徒 数	遠 距 離 児 童 生 徒 数 (A)	(A)のうち要・準要 保護児童・生徒 数 (B)	補助対象児童・ 生徒数 (A)-(B) (C)	(C)に対する通学 費負担額 (D)	1人当たり平均通学 費負担額 (D)/(C)
小学校							
	小 計						
中学校							
	小 計						
計							

- (注) 1. 「遠距離児童生徒数」欄には、当該年度の5月1日現在で、児童については通学距離が4km以上、生徒については6km以上の交通機関利用者(市町村所有のスクールバス・ポート利用者を除く。)のうち市町村が通学費を負担する児童又は生徒の数を記入すること。但し、船舶利用者及び特殊学級の児童・生徒にあっては通学距離を問わない。
2. スクールバス・ポートに係る委託料で2校以上の児童・生徒が利用している場合は、「(C)に対する通学費負担額」欄は、委託料のうち補助対象額を各学校ごとの5月1日現在の補助対象児童・生徒数で按分した額を記入すること。

3. 補助対象児童・生徒に対する通学旅客運賃の負担の方法等

- (1) 負担方法 現物給与, 現金給与, その他 ()
- (2) 負担割合 全額負担, 一部負担 (負担割合 (), 定額負担 ()
その他 ()
- (3) 通学費を児童・生徒に交付する時期

- (注) 1. (1), (2)については該当事項を○で囲み, ()の付されているものについては()内に負担方法, 負担割合を記入すること。
2. 支給規則又は内規を添付すること。

4. 交付申請額の算定基礎

	補助対象児童・生徒に係る通学費負担額 (ア)	左 の 内 訳		
		委託料による負担額 (a)	委託料以外の負担額	(ア)×1/2 (イ)
小学校	円	円	円	円
中学校				
計				(ウ)
国庫補助申請額				円

- (注) 1. 「補助対象児童・生徒に係る通学費負担額(ア)」欄には、2の「(C)に対する通学費負担額(D)」欄の金額を転記すること。
 2. 交付申請書に記入する国庫補助申請額は、別に通知する額と(ウ)の欄の額のうちいずれか少ない額を記入すること。

(委託料による負担額(a)の内訳等)

(1) 運行委託契約の相手方の会社名

(2) 運行委託料の額(年額) 円………A

(3) 上記委託料に父兄負担分が含まれている場合はその額 円………B

(4) 利用児童・生徒数 人………C

(5) 上記のうち補助の対象とならない児童・生徒数 人………D

(6) 補助対象児童・生徒に係る委託料 $(A - B) \times \frac{C - D}{C}$ 円

(注) 運行委託契約書の写を添付すること。

5. 前年度の財政力指数

基準財政収入額 (A)	基準財政需要額 (B)	財政力指数 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$
千円	千円	

- (注) 1. 基準財政収入額は地方交付税法第2条第5号に規定する前年度の額を記入すること。
 2. 基準財政需要額は地方交付税法第2条第4号に規定する前年度の額を記入すること。

第2号様式の5の1（用紙 日本工業規格A4縦型）

平成 年度へき地児童生徒援助費補助金
（保健管理費（医師等派遣事業））に係る事業計画書

都道府県（市町村）教育委員会 略

1 学校名	2 児童 生徒 数	3 へき地 手当て 数割	4 医師、 歯科医師 薬剤師の 区分	5 派遣 回数	6 医療機関までの 距離		7 補助事業に 要する経費			8 補助金申請額						
					交通機関 のない 部分	交通機関 のある 部分	道	金	旅	費	計	道	金	旅	費	計
					km	() km										
						()										
						()										
						()										
						()										
						()										
						()										
						()										
計																

- 注）(1) 4の欄には、医師の派遣の場合にあっては派遣人員に応じて1人の場合は「医A」、2人の場合は「医A」・「医B」、3人の場合は「医A」・「医B」・「医C」、歯科の派遣の場合にあっては「歯」、薬剤師の派遣の場合にあっては「薬」とそれぞれ記入すること。
- (2) 5の欄で、派遣回数は年間3回まではさしつかえないこと。
- (3) 海上による交通を常態とする場合は、海上距離を交通機関のない部分の距離とみなして当該欄に記入すること。
- (4) 交通機関のある部分の距離欄には、実距離を記入することとし、上段()には0.5を乗じた後の距離を記入すること。

第2号様式5の2 (用紙 日本工業規格A4横型)

平成13年度へき地児童生徒援助費等補助金(保健管理費(心臓検診事業))に係る事業計画書

都道府県(市町村)名

実施場所	実施学校名	級地別	検査対象学年	補助対象児童生徒数	実施時期	補助対象経費 (A)
		級		人		円
合計	箇所	校				

補助金算定基礎	(A)の合計×1/3 (B)	国庫補助金限度額 補助対象児童生徒数×文部科学 大臣が定める額×1/3 (C)	国庫補助金交付申請額 (B)又は(C)の いずれか低い額 (D)
	円	円	円

- (注) 1 この様式には、各実施場所ごとの実施予算出内訳(様式5の2の別紙)を添付すること。
 2 小学校の場合は、1年生又は4年生、中学校の場合は1年生のみの人数・金額を記入すること。
 3 (B)・(C)・(D)の金額については、千円未満を切り捨てた金額を記入すること。
 4 変更後の事業計画書については、当初の事業計画書を訂正すること。

第2号様式の5の2の別紙（用紙 日本工業規格A4縦型）

実施場所 (実施学校名)	事業実施計画書		
	項目	金額	積算内訳
	医師等の派遣に 要する経費	円	
	児童生徒の移動費	円	
	児童生徒検査費		
	心電計搬入等に 要する経費		
	検診機関等に事業 の実施を委託する 場合は委託予定額		
	その他経費		
	小 計		
	補助対象経費		
	合計		

（注）1 検診機関等に事業の実施を委託する場合は、委託内容が明確となる資料を添付すること。

2 実施場所ごとに作成すること。

3 変更後の事業計画書については、当初の事業計画書を訂正すること。

市町村長（都道府県知事） （記名押印又は署名）

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金
に係る収支予算書

（議決）平成 年 月 日

歳入

款	項	目	金 額
国庫支出金	国庫補助金	へき地児童生徒 援助費等補助金	円

歳出

款	項	目	節	金 額	説 明
教育費					

- （注） 1. 補助金交付申請時に予算が計上されていない場合は、都道府県知事及び市町村長の確約書を添付すること。
2. 歳出の部の「項」、「目」、及び「節」の欄には、へき地児童生徒援助費等補助金に係る補助事務を実施するために計上した歳出科目のそれぞれの区分により記入すること。
3. 説明欄には、へき地児童生徒援助費等補助金に係る補助事業のための歳出額を記入すること。

第 年 月 日

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金
交付決定通知書

(都道府県)

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった標記補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知します。

平成 年 月 日

文部科学大臣

印

記

1. 補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった「へき地児童生徒援助費等補助事業」とし、その内容は申請の際提出された「平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金に係る事業計画書」記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、補助事業の内容の変更により補助事業に要する経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費 金 円
補助金の額 金 円
内訳

補助対象経費の区分		補助事業に要する経費	補助金の額
スクールバス・ボート等購入費	スクールバス・ボート購入費	円	円
	寄宿舍設備購入費		
寄宿舍居住費			
高度へき地修学旅行費			
保健管理費	医師等派遣事業		
	心臓検診事業		
計			

3. 補助金の確定額は、前項の内訳の費目ごとの補助金の額を限度として、当該補助事業について「へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)第3条に定める補助額によって算出した額とする。
4. 補助事業は、平成 年3月31日までに完了しなければならない。
5. 補助事業者は、「適正化法」、「同法施行令(昭和30年政令255号)」及び「交付要綱」の定めに従わなければならない。

第 年 月 日

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金
交付決定通知書

(市町村)

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった標記補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定により、文部大臣から下記のとおり平成 年 月 日付け 第 号をもって交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知します。

平成 年 月 日

都道府県教育委員会 (記名押印又は署名)

記

1. 補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった「へき地児童生徒援助費等補助事業」とし、その内容は申請の際提出された「平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金に係る事業計画書」記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、補助事業の内容の変更により補助事業に要する経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費 金 円
補助金の額 金 円
内訳

補助対象経費の区分		補助事業に要する経費	補助金の額
スクールバス・ボート等購入費	スクールバス・ボート購入費	円	円
	寄宿舍設備購入費		
寄宿舍居住費			
高度へき地修学旅行費			
遠距離通学費			
保健管理費	医師等派遣事業		
	心臓検診事業		
計			

3. 補助金の確定額は、前項の内訳の費目ごとの補助金の額を限度として、当該補助事業について「へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第3条に定める補助額によって算出した額とする。
4. 補助事業は、平成 年3月31日までに完了しなければならない。
5. 補助事業者は、「適正化法」、「同法施行令（昭和30年政令255号）」及び「交付要綱」の定めに従わなければならない。

文 部 科 学 大 臣

殿

市町村長（都道府県知事） （記名押印又は署名）

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金計画変更承認申請書

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金の交付の決定を受けましたが、下記理由により別紙のとおり計画の変更について承認下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

補 助 対 象 経 費 の 区 分		変更後の交付申請額	内 訳		理 由 (変更に係る費目ごとにその理由を記入すること。)
			既交付決定額	増(△減)額	
スクールバス・ボート 等購入費	スクールバス・ボート購入費	円	円	円	
	寄 宿 舎 設 備 購 入 費				
寄 宿 舎 居 住 費					
高 度 へ き 地 修 学 旅 行 費					
遠 距 離 通 学 費					
保・健 管 理 費	医 師 等 派 遣 事 業				
	心 臓 検 診 事 業				
計					

(注) 関係資料として、次の書類を添付すること。

1. 事業計画書（変更前のものは下段に、変更後のものは上段に記入すること。）
2. 収支予算書（変更後の額に対応するもの）

第 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事 (記名押印又は署名)

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金

に係る事業の状況報告書

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第12条の規定に基づきこの補助金に係る事業の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

平成 年 月 日現在

補助対象経費 の 区 分		交付決定額	概算交付 に係る額	左の額の 受領月日	補助事業 に要する 経費(A)	支出済額 (B)	(B) — ×100 (A)
スクールバス・ ボート等購入費		円	円	月 日	円	円	%
寄 宿 舎 居 住 費							
高度へき地修学旅行費							
遠 距 離 通 学 費							
保 健 管理費	医師等派遣事業						
	心臓検診事業						
計							

(注) 「補助事業に要する経費」の欄には、当該補助事業に要する年間の予算額を記入すること。

第 号
年 月 日

都道府県教育委員会 殿

市町村長 _____（記名押印又は署名）

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金
に係る事業の状況報告書

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第12条の規定に基づきこの補助金に係る事業の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

平成 年 月 日現在

補助対象経費 の 区 分		交付決定額	概算交付 に係る額	左の額の 受領月日	補助事業 に要する 経費(A)	支出済額 (B)	(B) — ×100 (A)
スクールバス・ ボート等購入費		円	円	月 日	円	円	%
寄宿舎居住費							
高度へき地修学旅行費							
遠距離通学費							
保健 管理費	医師等派遣事業						
	心臓検診事業						
計							

（注）「補助事業に要する経費」の欄には、当該補助事業に要する年間の予算額を記入すること。

第6号様式の1及び第6号様式の2の添付資料（用紙 日本工業規格A4横型）

寄宿舎居住費に係る支出済額の内訳等

都道府県（市町村）教育委員会

区 分	開 設 日 数	補助事業に係る 児 童 ・ 生 徒 数	支 出 済 額 (月 別)	区 分	開 設 日 数	補助事業に係る 児 童 ・ 生 徒 数	支 出 済 額 (月 別)
4月	日	人	円	11月	日	人	円
5月				12月			
6月				計			
7月				1月(注)			
8月				2月(注)			
9月				3月(注)			
10月				合 計			

(注) 1. 「支出済額」欄には、4月～12月の支出済額の計(※印)を記入すること。

2. 「支出済額の内訳等」については、4月～12月の開設日数、1月～3月における開設予定日数、補助事業に係る予定児童・生徒数及び支出予定額を記入すること。

第 号
年 月 日

都道府県教育委員会 殿
（文部科学大臣）

市 町 村 長（記名押印又は署名）
（都道府県知事）

平成 年度へき地児童生徒援助費等

補助金に係る実績報告書

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定に基づき、別紙のとおり
事業の実績を報告します。

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金
(スクールバス・ボート購入費)に係る実績
報告書

市町村教育委員会
(都道府県教育委員会)

区	分
購入予定価格 (改造する場合は改造費を含む。) (A)	円
(A)×1/2 (B)	円
補助金交付決定額 (C)	円
(B), (C)のうち少ない額	円
スクールバス・ボート購入年月日	平成 年 月 日
製 作 会 社 名	
年 式 及 び 型 式	
木 造 船 ・ 鉄 鋼 船 の 別 (ボートのみ)	
総 ト ン 数 (ボートのみ)	トン
児 童 ・ 生 徒 乗 車 (船) 定 員	人
運 行 開 始 年 月 日	平成 年 月 日

(注) 1. バス・ボートの写真を添付すること。

2. 1台 (隻) ごとに作成すること。

別紙1の2 (用紙 日本工業規格 A4縦型)

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金
(寄宿舍設備購入費)に係る実績報告書

都道府県(市町村)教育委員会

1. 購入価格等

寄 宿 舎 を 有 す る 学 校 名	購 入 価 格 (A)	(A) × 1 / 2 (B)	補 助 金 交 付 決 定 額 (C)	(B), (C) の ち 少 な い 額	購 入 完 了 年 月 日
	円	円	円	円	
計					

2. 購入品等一覧表

寄 宿 舎 を 有 す る 学 校 名	品 目	数 量	単 価	金 額
			円	円
計				
計				
合 計				

(注) 1. 学校ごとに計を出すこと。

2. 小・中学校併設の場合又は中・高等学校併設の場合は、併設の学校名を記入すること。

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金
(寄宿舎居住費)に係る実績報告書

都道府県(市町村)教育委員会

寄宿舎居住費 徴収免除額 (B)+(E) (イ)	(イ)×1/2 (ロ)	補助金交付額 (ハ)	国庫補助 限度額 (ニ)	(ロ), (ハ), (ニ)のうち 少ない額
円	円	円	円	円

1. 徴収免除に係る児童生徒数等
(1) 食費・日用品費

寄宿舎設置 小・中学校名	通年の 季節別	寄宿舎開設 数 (a)	食費・日用品費の 徴収を免除する児 童・生徒数 (b)	左の徴収 免除額	国庫補助限度額 (a)×(b)×別に 通知する額×1/2
		日	人	円	円
計 校			(A)	(B)	(C)
内 訳	小 学 校 校	通年 校	人		
		季節 校			
	中 学 校 校 (うち中等教育学校 校)	通年 校	()		
		季節 校	()		

(2) 寝具費

(A)のうち要・準 要保護児童生徒数	左のうち寝具費に 係る児童生徒数 (D)	(D)に係る寝具費 徴収免除額 (E)	国庫補助限度額(別に通知 する額×(D)×1/2) (F)
人	人	人	円

- (注) 1. 「食費・日用品費の徴収を免除した児童生徒数」の欄の児童生徒数は、徴収を免除した実人員数を記入すること。
2. 1の他各欄とも第2号様式に準じて記入すること。

別紙 3 (用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金
(高度へき地修学旅行費)に係る実績報告書

都道府県（市町村）教育委員会

修学旅行費負担額			(A)×2/3・1/2 (B)	補助金交付 決定額 (C)	(B), (C)のうち 少ない額 (D)	(C)-(D)
小学校	中学校	計 (A)				
円	円	円	円	円	円	円

別紙3の添付資料（用紙 日本工業規格A4横型）

高度へき地修学旅行費に係る実績集計表

都道府県(市町村)教育委員会

へき地学校等			修学旅行費 負担児童・ 生徒数 (A)	修学旅行費 負担額 (B)	1人 当たり 平均 負担額 (B)/(A)	修 学 旅 行 費 の 所 要 額						補助対象 とならな い経費の 額	計	
						修学旅行 実施日程	修 学 旅 行 の 先	修 学 旅 行 負 担 額 の 内 訳						
								交通費	宿泊費	見学科	旅行傷害 保険料等			小 計
学 校 名	級 別		人	円	円	月 日 月 日		円	円	円	円	円	円	円
小 学 校														
	計													
中 学 校														
	計													
合 計														

- (注) 1. 「修学旅行費負担額(B)」欄には、補助対象となる経費に係る負担額を記入すること。
 2. 市町村の合併に起因するへき地学校の指定の見直しにより、高度へき地学校でなくなった学校の「級別」欄については、指定の見直し前の級別を上段に()書きで記入すること。

別紙 4 (用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金
(遠距離通学費)に係る実績報告書

市町村教育委員会

遠距離通学費負担額			(A)×1/2 (B)	補助金交付 決定額 (C)	(B)(C)のうち 少ない額 (D)	(C)-(D)
小学校	中学校	計(A)				
円	円	円	円	円	円	円

遠距離通学費に係る実績集計表

1. 遠距離の補助対象となった学校名

市町村教育委員会

	学 校 名	実質統合 年 月 日	左の統合 関連校名	通学費負担 開 始 年 度	補助金補助対象 開 始 年 度	備 考
小 学 校						
中 学 校						

（注） 記入にあたっては事業計画書の1の（注）を参照すること。

2. 通学費負担額（上記学校分）

	学 校 名	在 籍 児 童・ 生 徒 数	遠距離 児 童・ 生 徒 数 (A)	(A)のうち 要・準要 保護児 童・ 生 徒 数 (B)	補助対象 児 童・生 徒 数 (A-B)(C)	(C)に対する 通学費負担額 (D)	1人当たり 平均通学費 負担額 (D)/(C)
小 学 校		人	人	人	人	人	人
	小 計						
中 学 校							
	小 計						
合 計							

（注） 記入にあたっては事業計画書の2の（注）を参照すること。

平成 年度へき地児童生徒援助費補助金（保健管理費（医師等派遣事業））に係る額の確定に関する報告書

都道府県教育委員会

[illegible]

別紙5の1 (用紙 日本工業規格A4兼型)

平成 年度へき地児童生徒援助費補助金（保健管理費（医師等派遣事業））
に係る実績報告書

市町村教育委員会 略

支 出 額			(A) × 1/2 (B)	補助金交付 決定額 (C)	(B), (C)の うち少ない 額	(C) - (D)
謝 金	旅 費	計(A)				

(副機) A-4型 兼用機 日本田 兼用機 (原形) の1の5の第5版

平成 年度へき地児童生徒援助費補助金（保健管理費（医師等派遣事業））
に係る実績報告に関する資料

鄧道府県（市町村）教育委員会 啓

一、開 部

1. 学 校 名							計		
2. 児童生徒数	人	人	人	人	人	人	人	人	人
3. 健康診断を受けた児童・生徒数	医A								
	医B								
	医C								
4. 健康相談を受けた児童・生徒数	医A								
	医B								
	医C								
5. 該当者及び当該者の数 疾病異常名	(1)								
	(2)								
	(3)								
	(4)								

2. 新法

[illegible]

3 薬剤師

9. 学 校 名								計		
10. 児童生徒数		人	人	人	人	人	人	人	人	人
11. 検及結 査び果 場そ 所の	(1)									
	(2)									
	(3)									
	(4)									

(注) (1) 学校名については、分校も1校として取扱うこと。

(2) 補助事業を実施した学校名を記入する欄および計欄以下の各欄の左側に
第1回、中欄は第2回、右欄は3回の派遣実績に基づいて記入すること。

(3) 4欄は具体的な疾病、異常名を記入し且つ、その人数を記入すること。

(4) 11欄は具体的に検査した場合を記入し、且つ、その良、否を記入すること。

別紙 5 の 2 (用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

平成 年度へき地児童生徒援助費補助金（保健管理費（心臓検診事業））
に係る額の確定に関する報告書

都道府県（市町村）教育委員会 略

市 町 村 名	種別	交付決定額(A)	確 定 額(B)	(A)-(B)
合 計				

平成 年度へき地児童生徒援助費補助金（保健管理費（心臓検診事業））に係る実績報告書

市町村教育委員会

[illegible]

別紙 5 の 2 の 添 付 資 料 (用 紙 日 本 工 業 規 格 A 4 横 型)

平成 年 度 へ き 地 児 童 援 助 費 補 助 金 (保 健 管 理 費 (心 臓 検 診 事 業))
に 係 る 実 績 報 告 書 に 関 す る 資 料

市 町 村 名

実 施 場 所	実 施 学 校 名	実 施 学 年	補 助 対 象 受 験 者 数	異 常 有 り の 所 見 あ る 者 の 数	1 人 当 た り の 単 価	補 助 対 象 経 費
			人	人	円	円

別紙1 (用紙 日本工業規格A4横型)

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金(スクールバス・ボート等購入費)に係る額の確定に関する報告書

都道府県教育委員会

[illegible]

(注)「整理番号」は、市町村の通し番号とすること。

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金 (寄宿舍居住費)
に係る額の確定に関する報告書

都道府県教育委員会

整理 番号	市町村名	寄宿舍居住費 徴収免除額 (A)	(A)×1/2	国庫補助 限度額	交付決定額 (B)	確 定 額 (C)	(B)-(C)	備 考
		円	円	円	円	円	円	
計								

寄宿舍居住費に係る実績報告集計表

都道府県教育委員会

[illegible]

- (注) 1. 「整理番号」は、市町村の通し番号とすること。
2. 「延人員」(開設日数×入舎人員)は、通年制、季節制の寄宿舍ごとに算出して積み上げたものを記入すること。

別紙3 (用紙 日本工業規格A4横型)

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金(高度へき地修学旅行費)に係る額の確定に関する報告書

都道府県教育委員会

整 理 番 号	市 町 村 名	修学旅行支出額 (A)	(A) × 2/3 (1/2)	交 付 決 定 額 (B)	確 定 額 (C)	(B) - (C)	備 考
		円	円	円	円	円	
計							

(注)「整理番号」は、市町村の通し番号とすること。

別紙3の添付資料 (用紙 日本工業規格A4横型)

高度へき地修学旅行費に係る所要経費調

都道府県教育委員会

[illegible]

(注) 1. 「整理番号」は、市町村の通し番号とすること。

2. 小・中学校ごとに別様として作成すること。

別紙4 (用紙 日本工業規格A4横型)

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金(遠距離通学費)に係る額の確定に関する報告書

都道府県教育委員会

整 理 番 号	市 町 村 名	遠距離通学費支出額 (A)	(A) × 1/2	交 付 決 定 額 (B)	確 定 額 (C)	(B) - (C)	備 考
		円	円	円	円	円	
計							

(注)「整理番号」は、市町村の通し番号とすること。

別紙4の添付資料 (用紙 日本工業規格A4横型)

遠距離通學費に係る実績報告書

都道府県教育委員会

都道府県教育委員会

整理 番号	市町村名	小 学 校						中 学 校						
		補助対象 学校数	遠距離児童 数 (A)	要・準要保 護者数 (B)	補助対象児童数 (A)-(B) (C)	(C)に対する通 学費負担額 (D)	1人当たり平 均 (D)/(C)	市町村名	補助対象 学校数	遠距離児童 数 (A)	要・準要保 護者数 (B)	補助対象児童数 (A)-(B) (C)	(C)に対する通 学費負担額 (D)	1人当たり平 均 (D)/(C)
		校	人	人	人	円	円		校	人	人	人	円	円

(注)「整理番号」は、市町村の通し番号とすること。

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金調書

(都道府県又は市町村名)

国			地 方 公 共 団 体										備 考
歳出予算 科 目	交付の 決定額	補 助 率	歳 入			歳 出							
			科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち国庫補 助金相当額	支出済額	うち国庫補 助金相当額	翌 年 度 繰 越 金	うち国庫補 助金相当額	
(項) 学校教育 振 興 費	円		(款) 国庫 支出金	円	円	(款) 教育費	円	円	円	円	円	円	
(目) へき地児 童生徒援 助費等補 助金			(項) 国庫 補助金			(項) 小学校費							
			(目)	当初予算 額		(節)	当初予算 額						
			(節)	追加更正 予 算 額			追加更正 予 算 額						
				計		(項) 中学校費							
						(目)							
						(節)							

- (注) 1. 「歳入科目」の欄の目・節及び「歳出科目」の欄の項・目・節は、地方公共団体の予算書及び決算における当該補助金の計上科目を記入すること。
2. 当該補助金に係る「額の確定」を受けたときは、備考欄に確定額を記入すること。